

改正された岩手県最低賃金が発効！

岩手県最低賃金が、平成 21 年 10 月 4 日より時間額 628 円から **631 円** となります。

「必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も 岩手県最低賃金 時間額 631 円」

- ◎ すべての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に一方向的に労働者の賃金を引き下げることが許されません。
- ◎ 賃金額が、時間額 631 円を下回っている場合は、発効日から、時間額 631 円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- ◎ 岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金（地域別）の他、6 産業別最低賃金が設定されています。

最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と岩手県最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合・・・時間給については、岩手県最低賃金と比較して下さい。
- ② 日給の場合・・・日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給、月給等の場合・・・賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例 岩手県内の事業場で働く労働者 A さんの労働条件は、年間所定労働日数 260 日（年間休日 105 日）、1 日の労働時間 8 時間、月給 109,000 円とします。岩手県最低賃金は 631 円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給 } 109,000 \text{ 円}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ ヶ月}} \div 628.84 \text{ 円} < \text{岩手県最低賃金 } 631 \text{ 円}$$

となります。したがって、この場合は 10 月 4 日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。